

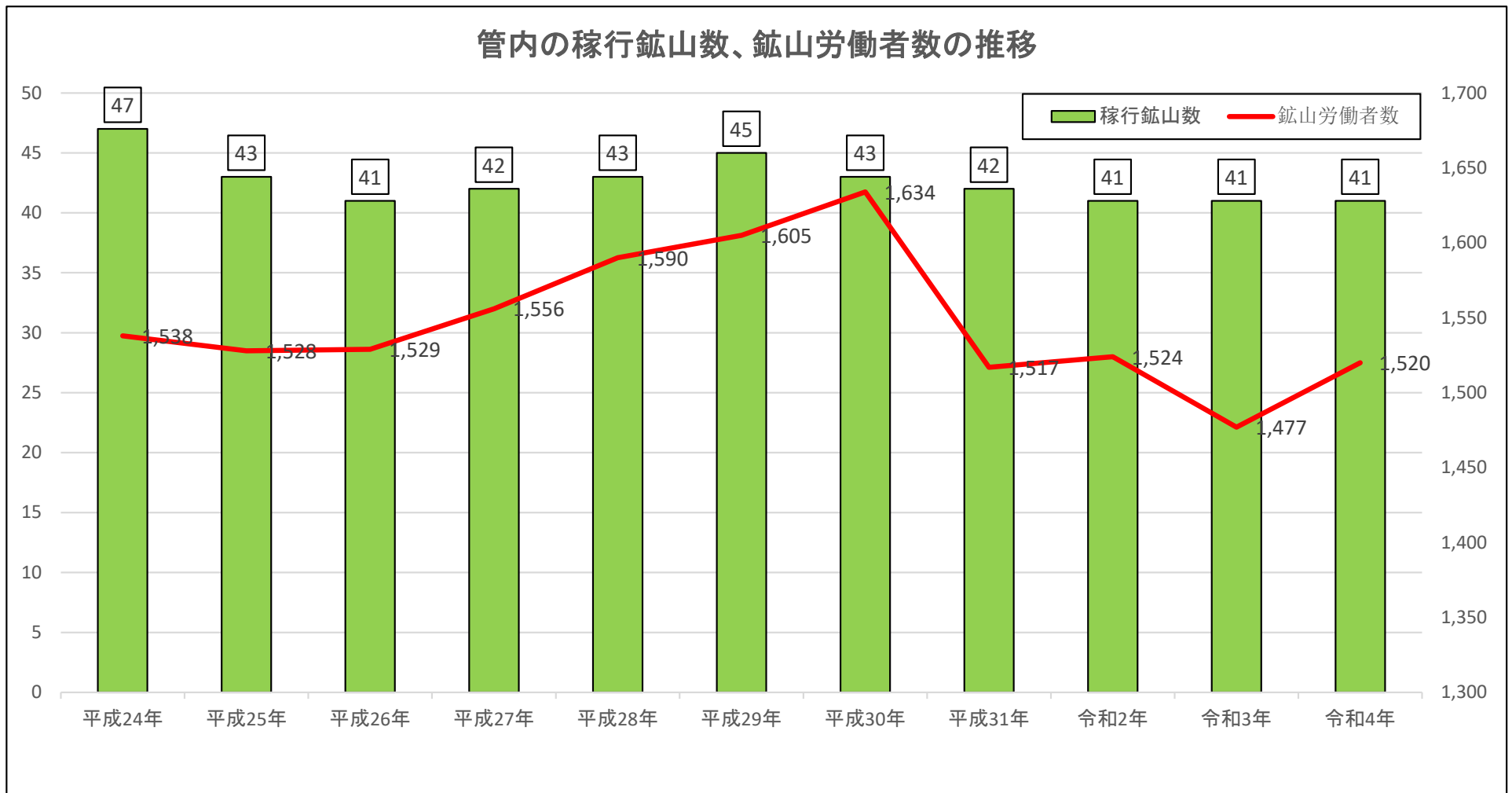
九州管内の鉱山保安の概況

令和5年2月28日

九州産業保安監督部

1. 稼行鉱山数・鉱山労働者数

- 令和4年末時点の管内の稼行鉱山数は41鉱山（前年比±0）。
- 鉱山労働者数は、1,520人（対前年+43）。



（資料）災害月報より当部作成

2-1-1. 災害発生件数（全国）

※R4.12.31集計時点

- 令和4年の全国の災害発生件数は30件（対前年△9件）。
- 主な災害発生事由としては、火災、墜落・転倒、運搬装置（車両系、ベルトコンベア）、が比較的多い。

災害事由		R 4	前年からの 増減	H 3 0～R 4 合計
①墜落・転倒		3	△ 6	3 5
②火災		6	± 0	3 6
③運搬装置のため	B C ・ 鋤車	2	△ 1	1 4
	車両系鋤山機械・自動車	2	+ 1	1 7
④発破・火薬類のため		1	△ 3	1 8
⑤機械・工具・取扱中の機材鋤物		5	△ 4	2 1
⑥落盤・浮石等、倒壊・落下物		1	+ 1	8
⑦風水雪害		2	+ 2	2 1
⑧鋤害（坑廃水・油・鋤煙・地下浸透）		6	± 0	2 5
⑨その他		2	+ 1	1 2
合計		3 0	△ 9	2 0 7

（資料）災害月報より当省作成

2-1-2. 罹災者数（全国）

※R4.12.15 集計時点

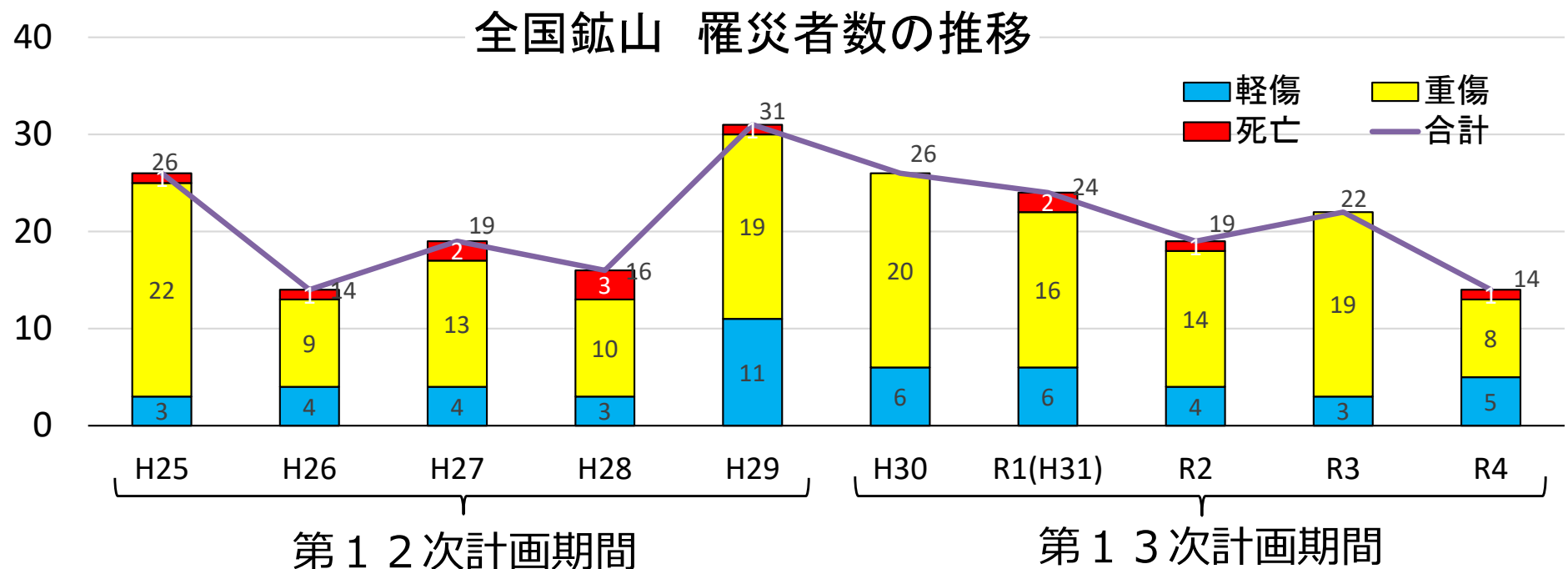
- 令和4年の全国の罹災者数は14名（対前年△8名、重傷8名・軽傷5名・死亡1名）。
- 第13次計画期間の目標について、死亡災害1名で目標未達成となり、その他の目標（度数率）についても未達成となった。

目標①：死亡災害0 → 実績1名（令和4年）

目標②：度数率0.70以下 → 実績1.11（5年間平均推定値）

目標③：重篤災害の度数率0.50以下 → 実績0.84（5年間平均推定値）

※R4年の度数率計算に、R3年の稼働延時間を使用のため当部が推定



2-2-1. 災害発生件数（九州）

- 令和3年の九州の災害発生件数は9件（対R2年比±0件）。

No.	発生日	発生場所	鉱種	区分	罹災者	備考
1	1/14	坑内：坑道	石灰石	火災	－	支保工矢板解体中の溶断火花が間詰材に引火
2	1/28	坑内：重機	金属	火薬類	－	駐車中の足場車に爆薬1本を発見
3	3/23	坑外：選鉱場	石灰石	取器	重傷1名	ポンプ交換中にボールと台座に手を挟む
4	6/14	坑内：火薬類取扱所	金属	火薬類	－	取扱所へ搬入した爆薬の数量不足
5	9/10	坑内：坑道	金属	墜落	重傷1名	足場車に乗ろうとして足を滑らした
6	10/ 5	坑内：坑道	金属	火災	－	電源ケーブル中継端子盤から出火
7	10/15	坑外：修理作業場	非金属	取器	軽傷1名	天井クレーンで鉄板吊り起こし作業中、鉄板倒壊
8	11/16	坑外：坑廃水	金属	坑廃水	－	地中埋設配管から漏水し土壤に浸透
9	12/13	坑外：坑廃水	金属	坑廃水	－	地中埋設配管から漏水し土壤に浸透

2-2-1. 災害発生件数（九州）

- 令和4年の九州の災害発生件数は5件（対R3年比△4件）。

No.	発生日	発生場所	鉱種	区分	罹災者	備考
1	2/ 7	坑内：破碎設備	石灰石	火災	－	溶接作業の残火で発火
2	7/ 1	坑外：坑廃水	金属	坑廃水	－	地中埋設配管から漏水し土壤に浸透
3	10/2	坑外：採掘切羽	石灰石	自動車	軽傷 1 名	ダンプへの大塊積込み時に予想外の衝撃で罹災
4	10/7	坑外：貯鉱ビン手前	金属	火災	－	鉱石をダンプングする際にエンジン付近から出火
5	11/13	坑内：貯鉱場	石灰石	火災	－	通電状態（点検箇所の電源誤遮断）での作業実施による出火

（資料）災害月報より当部作成

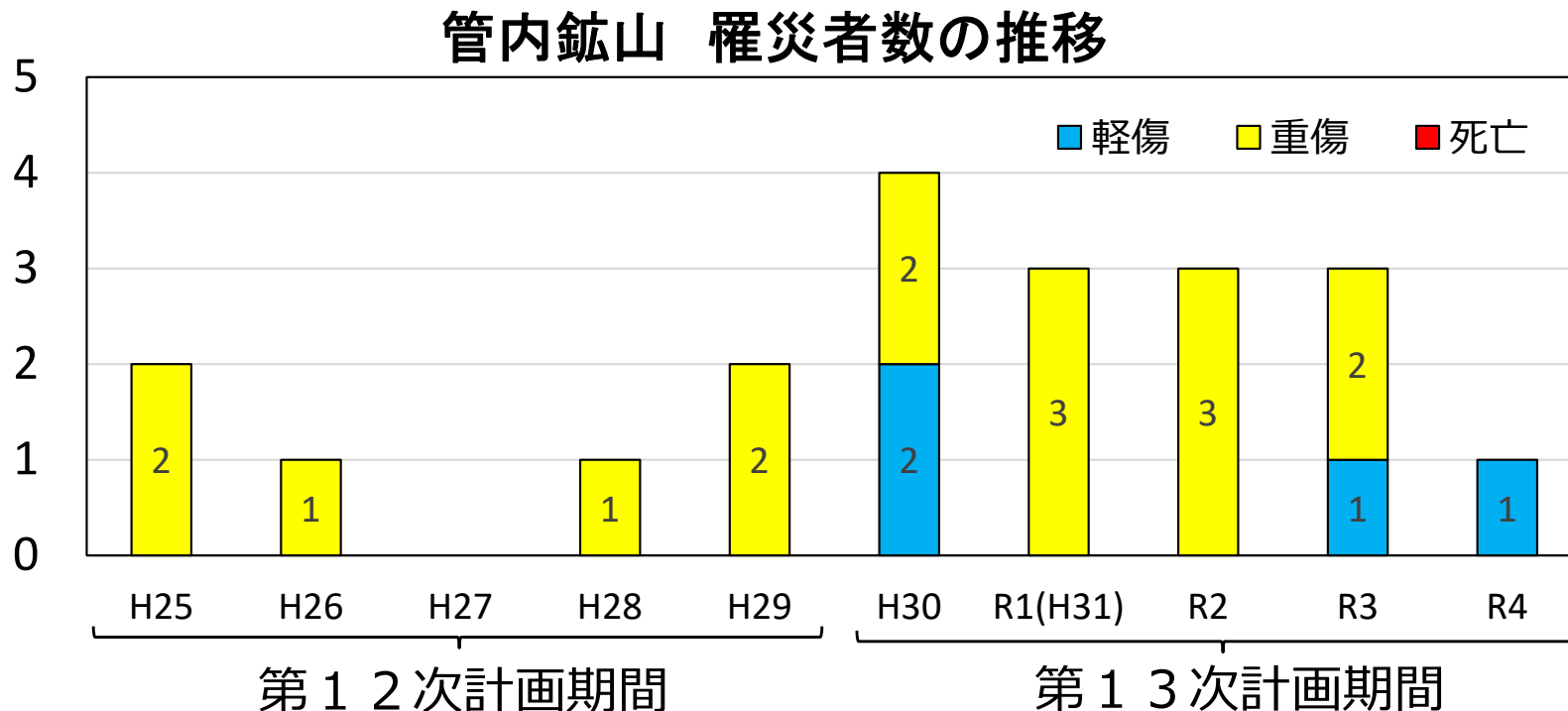
2-2-2. 罹災者数（九州）

- 令和4年の九州の罹災者数は、1名（対前年△2、重傷0名・軽傷1名・死亡0名）。
- 令和4年の九州の目標については、死亡災害にかかる目標（死亡0名）及びその他の目標についても達成となった。

目標①：死亡災害 0 → 実績0名（目標達成）

目標②：罹災者数（全体）1名以下 → 実績1名（目標達成）

目標③：罹災者数（重篤）1名以下 → 実績0名（目標達成）



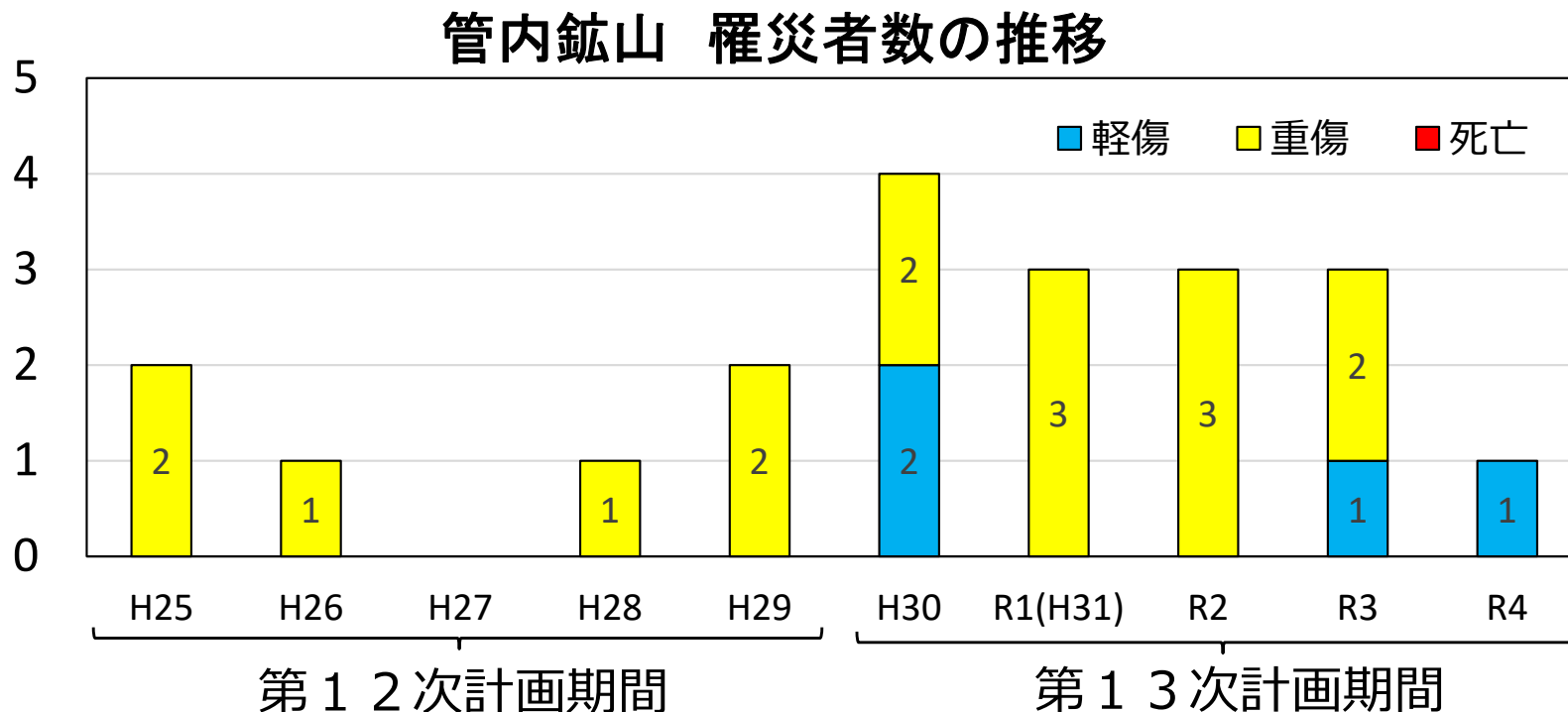
2-2-2. 罹災者数（九州）

- なお、当部の第13次計画対象期間（平成30年～令和4年）における目標と結果については、以下のとおりであり、目標①の死亡災害0については、達成したものの、目標②罹災者数全体及び③重篤者については、大幅に目標値を超過した。

目標①：死亡災害 0 → 実績0名（目標達成）

目標②：罹災者数（全体） 5名以下 → 実績14名（目標未達成）

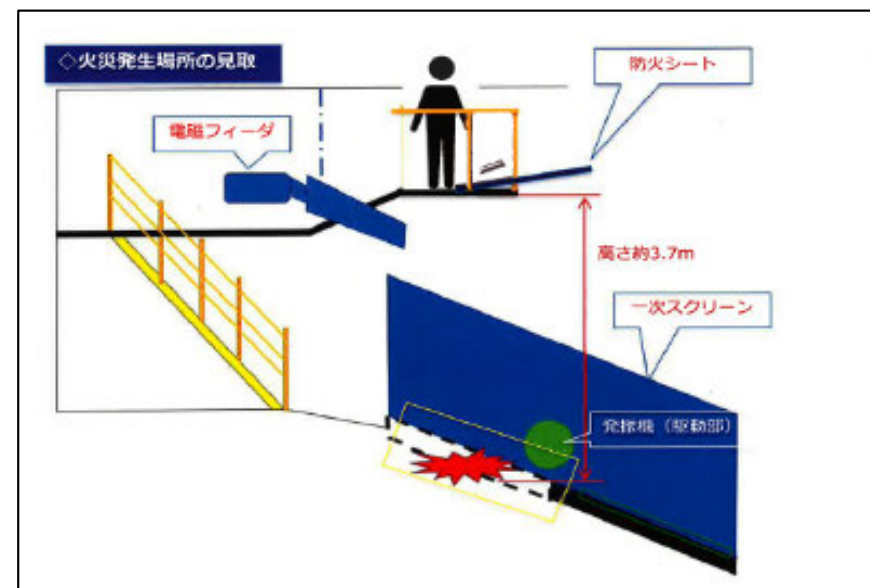
目標③：罹災者数（重篤） 4名以下 → 実績10名（目標未達成）



3. 管内災害事例

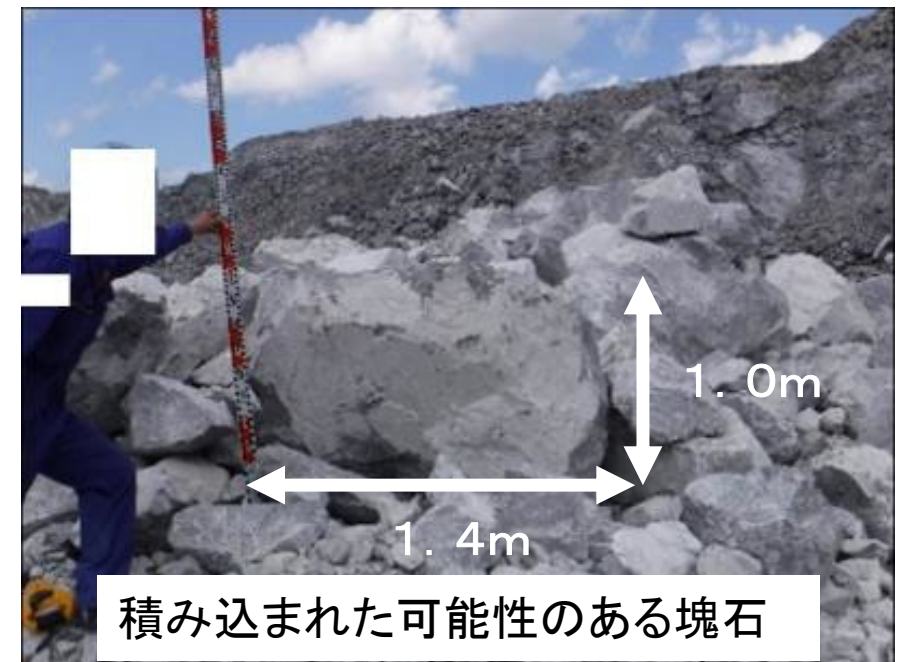
事例 1. 火災（坑内） ガス溶断作業時に残り火により出火

- ①発生日：令和4年2月7日(月) 12時20分頃
- ②発生場所：坑内（二次破碎室）
- ③鉱種：石灰石
- ④罹災者：なし
- ⑤概要：ガス溶断作業中、午前中の作業を終え、残り火の確認をして現場を離れたが、その後、作業箇所の下方で、火災が発生、消火器で鎮火。施設を部分焼失した。
- ⑥原因：
- ・ 火粉飛散に対する養生（防火）範囲が不十分
 - ・ 事前のKY（リスクの抽出）が不十分
 - ・ 現場を離れる前の確認が不十分
 - ・ 防火対策が常駐業者任せで、保安指示不足
- ⑦対策：
- ・ 当該作業手順書及び消火退避訓練手順の再教育を実施。
 - ・ 火気使用時は鉱山側と請負側で防火対策方法等を事前確認するよう取り決めた。
 - ・ 残火確認方法を手順に追加し改訂した。
 - ・ 火気使用を申告制とし、再教育、周知した。



事例 2. 運搬装置のため（自動車）（坑外） 積込み時の衝撃で罹災

- ①発生日：令和4年10月2日（日） 17時40分頃
- ②発生場所：坑外（採掘切羽）
- ③鉱種：石灰石
- ④罹災者：軽傷1名
- ⑤概要：発破起碎石を小割のため貯鉱場への運搬作業において、ホイールローダにてダンプ荷台に塊石（大塊）を積み込んだところ、その衝撃によりダンプトラックの運転手が罹災。（むち打ち症の症状）
- ⑥原因
- ホイールローダからダンプ荷台への大塊積み込み時、大塊が想定以上に荷台の中を転がり側壁にぶつかったことにより、ダンプの運転手が想定外の強い衝撃を受けた。
- ⑦対策
- 原則、ホイールローダからダンプトラックへの大塊の積込作業を禁止とする。
 - 同作業の実施が必要と考えられる場合は、作業責任者の判断により実施する。
 - なお、ダンプトラックへの大塊積込作業時は、ダンプ運転手は運転席から降り、車外から一定の距離離れ、安全を確保する。以上を関係者に周知、教育を行う。



事例３．車両火災（坑外） 鉱石投入時にエンジンルーム付近から出火

- ①発生日：令和４年１０月７日（金） ９時１５分頃
- ②発生場所：坑外（鉱石受入ビン前）
- ③鉱種：金銀
- ④罹災者：なし
- ⑤概要：ダンプトラックにより受入ビンに鉱石をダンピングしている際に、エンジンルーム付近から出火。出火に気づいた運転手が初期消火を行い、すぐに鎮火した。
- ⑥原因
- ・ 高圧ステアリングホースの破損により吹き出した作動油が、高温となっていたエキゾーストマニホールド（排気集合管）及びエンジンブロックに飛散、接触したことによりエンジン付近の設備の表面が燃焼したものと考えられる。
 - ・ 高圧ステアリングホースの破損の原因は耐圧（強度）が不足していたためであった。
- ⑦対策
- ・ より高性能な高圧ステアリングホースへの交換を進める。
 - ・ 万が一高圧ステアリングホースが破損した場合の作動油の飛散防止のための飛散防止カバーを取り付ける。



事例4. 火災（坑外）点検時の電源誤遮断による通電作業による火災

- ①発生日：令和4年11月13日（日） 10時50分頃
- ②発生場所：坑外（海岸選鉱場 スタッカ）
- ③鉱種：石灰石
- ④罹災者：なし
- ⑤概要：スタッカの点検時に、誤った遮断器の電源を切り、通電状態で検電を行わないまま作業を実施したことによる火災が発生。
- ⑥原因
 - ・ 主電源遮断器で電源を遮断出来るものと思い込み、事前に電源遮断方法の確認が取れていなかった。
 - ・ 電気作業監督者と作業員は、作業前に検電を実施しなかった。（思い込みや勝手な判断で未実施だった。）
 - ・ 電気作業監督者は作業員に作業前の検電実施に関する保安指示を行っていなかった。
- ⑦対策
 - ・ 作業手順に係る対策（検電の実施に関する手順及び 作業前に遮断する電源とその箇所をリスト化して相互 確認する手順を追加し、作業前の確実な検電を追加）
 - ・ 設備的な対策（新たな遮断器を追加し、分散している電源遮断箇所を集約と分かり易い配線図を作成。）
 - ・ 保安教育に係る対策
当該電気作業監督者へ保安規程に関する再教育及び電気作業者への検電の徹底の再教育。

▼誤った遮断器を遮断しており、通電状態のままとなっていた。



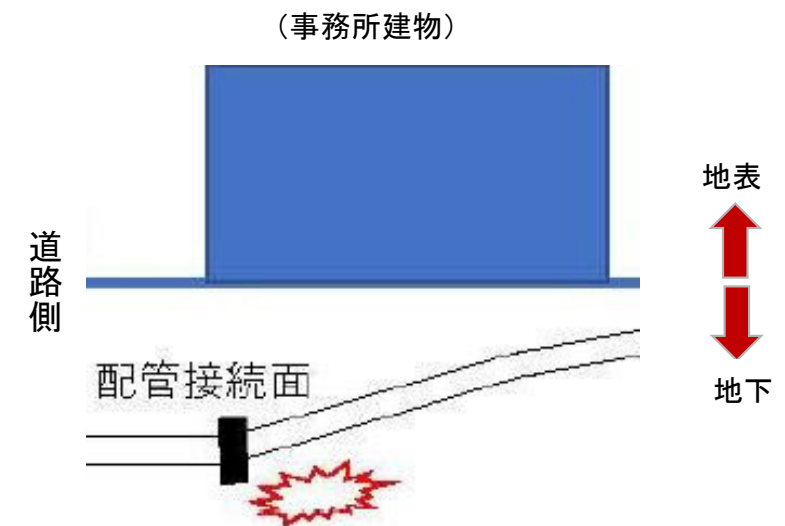
▼ブラシとスリップリングの間で火花が発生し、発火した。



事例5. 坑廃水のため（坑水の地下浸透）（坑外） 罹災者なし

- ①発生日：令和4年7月1日（金） 8時30分頃
- ②発生場所：坑外（鉱山事務所浴室用埋設配管）
- ③鉱種：金銀
- ④罹災者：なし
- ⑤概要：事務所浴室で使用している坑水（温泉水）の出が悪いとの報告を受け、給湯配管の点検を行った結果、埋設配管部の気密性に問題が確認されたため、当該配管から漏水が発生し、配管付近の土壤に有害物質(砒素)を含む坑水が浸透したものと判断された。なお、漏水した水の鉱山外への排出は認められない。漏水量は約1.8m³と推定。
- ⑥原因
- 漏水が推定される建物基礎部に埋設した当該配管にはポリエチレン管（使用温度域0～40℃）を使用していたが、当該配管に浴室向け坑水（供給温度約65℃の坑水）を長期間通水したことにより配管に熱伸縮が発生し、埋設部にある配管ジョイント部に不均一な力が加わり、配管接続面がずれて隙間が生じて漏水に繋がったと推定される。
- ⑦対策
- 使用温度域が高く、熱伸縮が小さい配管への交換及び埋設直管部にはジョイント部を設けない。
 - また、配管を二重化するなど、当該配管から漏水が発生しても地下浸透しない構造に変更する。

地下浸透（漏水）発生場所（事務所建物基礎部）



4. 令和4年度 行政措置

令和4年度（令和5年2月末時点）において、行政措置の実績無し

5－1．令和４年度 保安検査 概要

- 令和４年度、当部は管内２０鉱山に対して保安検査を実施（内訳：金属３・非金属４・石灰石１１・天然ガス２）。自主保安体制、保安規程の遵守状況を確認、指導。
- 検査指摘事項は全５０件。書類検査関係が保安規程の未遵守等３０件、現場検査関係がベルトコンベア・通路防護柵等の不備等２０件。

分類	指摘件数	改善が必要と認められる事項	R４FY	R３FY
書類 検査	３０ (６０％)	・法令手続関係未届等 ・保安規程の未遵守等 ・現況調査の記録未作成 ・その他（火薬関係記録の不備等）	7 16 07	13 13
		計	<u>30</u>	<u>8</u>
現場 検査	20 (40％)	・ＢＣ、通路防護柵等の不備 ・車両系鉱山機械・自動車及び鉱山道路等の不備 ・電気設備の不備 ・その他（消火設備、警標不備等）	11 4 0 5	1 0 0 3
		計	<u>20</u>	<u>4</u>
計	<u>50</u>		<u>50</u>	<u>12</u>

5－2. 令和4年度 保安検査 重点項目

- 令和4年度、当部は第13次計画の最終年として、過去5年の事故事由から「発生頻度の高い災害」、「重篤災害に繋がる恐れが大きい災害」等を対象として、下記重点項目を決定し、ヒアリング及び現場検査を実施。
 - ① 墜落防止
 - ② 火災防止
- 重点項目にかかる指摘件数は全50件の内8件。

分類	指摘件数	指摘事項
①墜落災害防止	6件	・ 鉦山道路については、転落防止設備の要否についてR Aが実施されていない。 ・ 鉦山道路において、転落防止措置が欠損または高さが不足している ・ 施設の通路床面の開口部及び、通路において、手すりのない箇所が認められる。
②火災	2件	・ 油脂類保管場所以外で油脂類が保管されている。 ・ 油脂類保管場所の警標等が設置されていない。
計	8件	

6. 令和4年度 鉱害等検査（作業環境粉じん）

- 令和4年度、当部は粉じん濃度測定評価結果報告対象鉱山1件に対して、保安検査及び鉱害等検査（作業環境粉じん）を実施。
- 委託環境測定業者の測定に立会するとともに、作業箇所の粉じん飛散防止措置や作業者の呼吸用保護具の管理状況について検査を実施した。
- 測定の結果は、第一管理区分であった。



A測定の様子



B測定（製品の袋詰め作業箇所）の様子

7-1. 令和4年度 全国鉱山保安表彰

- 令和4年10月4日、全国鉱山保安表彰受賞者が決定（3鉱山、保安従事者20名、特別功労・貢献者1鉱山）
- このうち、九州からは「保安従事者の部」において新津久見鉱山から2名、香春鉱山より1名が受賞

（1）鉱山の部（2鉱山）

九州管内から受賞なし

（2）保安従事者の部（20名）（順不同・敬称略）

九州管内から以下3名が受賞。

- ① 小手川 直樹（新津久見鉱山：大分県 石灰石）
- ② 山田 哲也（新津久見鉱山：大分県 石灰石）
- ③ 本田 紀好（香春鉱山：福岡県 石灰石）



HPで公開中

https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/kouzan/hyoushou/R4zenkoku_komento.pdf

7-2. 令和4年度 九州地方鉱山保安表彰

- 令和4年6月22日、九州鉱山保安表彰受賞者が決定（1鉱山、保安責任者1名、保安従事者5名）
- A N Aクラウンプラザホテル福岡にて表彰式を開催しました。

（1）鉱山の部（1鉱山）

岩戸金山鉱山（鹿児島県 金属）

（2）保安責任者（1名）

島田 由紀博（入来カオリン鉱山：鹿児島 非金属）

（3）保安従事者の部（5名）（順不同・敬称略）

佐藤 哲也（戸高鉱山：大分県 石灰石）

梶原 雅彦（新津久見鉱山：大分県 石灰石）

浜崎 英国（船尾鉱山：福岡県 石灰石）

松田 高弘（香春鉱山：福岡県 石灰石）

榎 繁男（新関の山鉱山：福岡県 石灰石）



表彰式

HPで公開中

<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/kouzan/hyoushou/R4chihouhyoushouHP.pdf>

8-1. 令和4年度 全国鉱山保安週間 実施概要

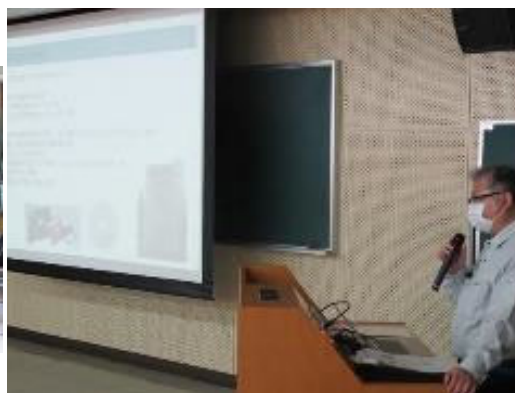
- 全国鉱山保安週間は、「国民安全の日（7月1日）」に併せ、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、鉱山災害及び鉱害の防止に資することを目的に、昭和25年度から毎年実施
- 毎年経済産業省 本省 鉱山・火薬類監理官付で策定する「実施事項」(どういう点に注意・啓発すべきか等まとめた項目集)を各監督部を通じて、各鉱山事業者へ送付し、それに基づき事業所は周知啓発のため、講演会やポスター配布・展示、標語の選考・掲示等を実施

<令和4年度当部実施事項>

1. 監督部長からのメッセージをホームページ・メルマガで配信
2. 保安週間実施要綱及びポスターを各鉱山に配布
3. 合同庁舎1階に鉱山保安週間関係の掲示
4. 保安標語の募集、審査、表彰、入選標語の印刷配布
5. 保安標語の表彰にあわせて当部の保安講話を実施 ※感染防止対策を行った上で実施
(順不同) 戸高鉱山、東裕四浦鉱山、新大分鉱山、香春鉱山



保安講話



合同掲示



保安ポスター

8 - 2. 令和4年度 鉱山保安標語入賞作品

- 当部管内で18鉱山170作品の応募があり、選考会において厳正に審査した結果、特選1作品、入選4作品を選出。
- 全国保安週間に合わせて、当部長他職員が鉱山に赴き、表彰状を授与。協賛の石灰石鉱業協会九州事務所および九州地方鉱山会から副賞を贈呈。

特選

いつもと違うその変化 気づいたときに即行動 皆に周知しゼロ災職場

戸高鉱山 吉田 日向

入選

気付いた時には声掛けろ 注意するのも思いやり 見て見ぬふりは 事故の元

東裕四浦鉱山 簗下 健太郎

洗い出せヒヤリハットのそのリスク 見直し手直し事故は無し

新大分鉱山 松下 真也

保安に厳しい その助言 仲間と貴方の命綱

戸高鉱山 清水 博文

安全・健康 二刀流 リスクは逃さぬプロ集団 職場の保安はメジャー級

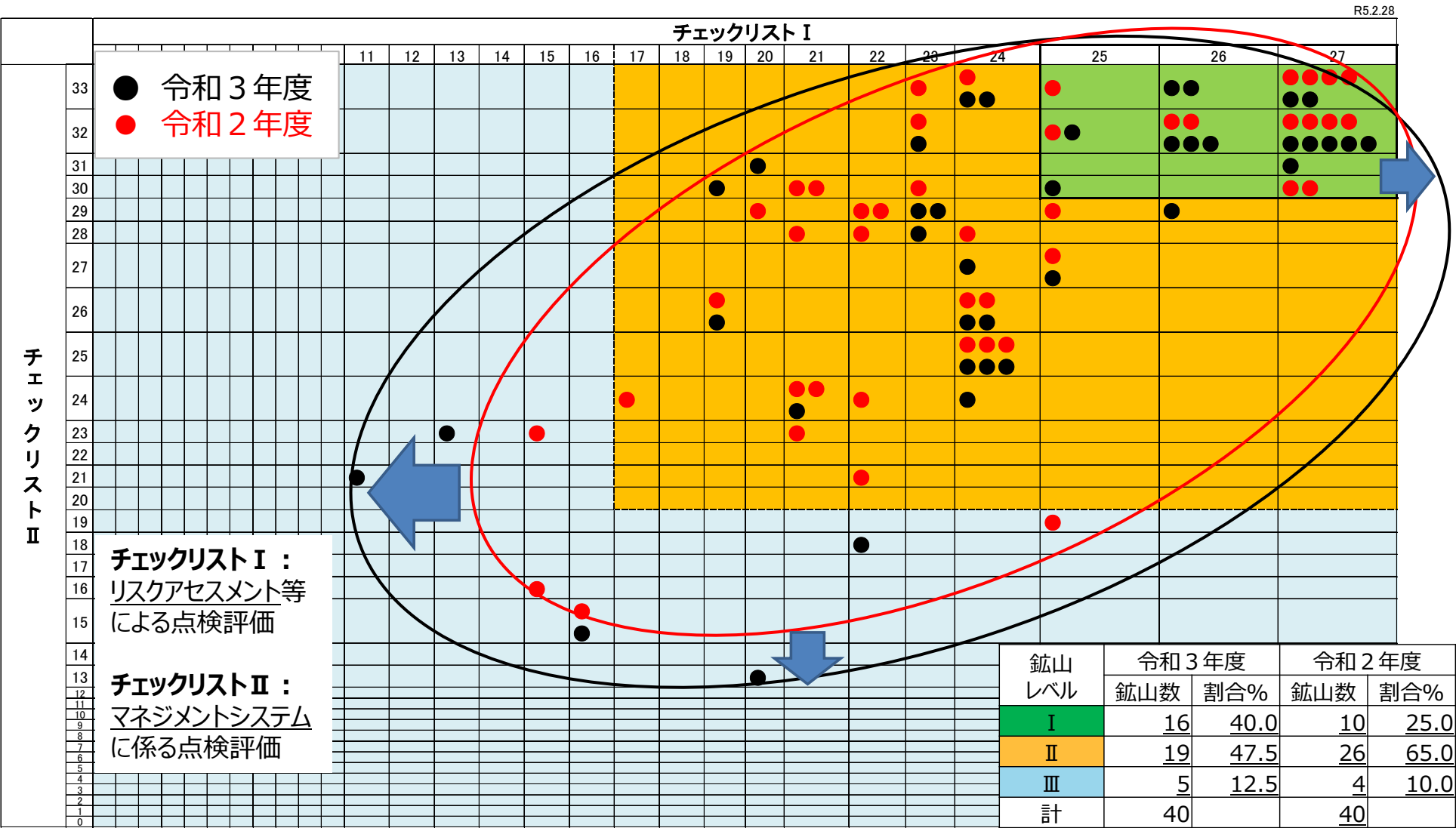
香春鉱山 平野 栄治

※敬称略・入選作は順不同

9. 令和4年度 鉱山保安マネジメントシステムの推進

- 当部では、検査時等の機会を通じ、鉱山保安マネジメントシステムの推進を図ってきたところ。
- 令和3年度のアンケートの結果、令和2年度に比べ鉱山の分布範囲が、チェックリストⅠ及びⅡとも格差が拡大した。鉱山自身の理解度が昨年度から向上したことに伴い、自己評価の精度も向上したものと考えられる。

令和2年度・令和3年度鉱山分布図



10. 令和4年度 鉱害等検査（坑廃水等）、その他検査（鉱害関係）

- 鉱害等検査（坑廃水、騒音等）
数値による基準が適用されている鉱山等に対して基準適合性の確認を行うもの。
- その他検査（集積場、休止鉱山等）
保安検査及び鉱害等検査以外で、リスクが高いと認められる施設の保守管理状況等の確認を行うもの。

- ①坑廃水：公共用水域への全排出口のほか、必要に応じて処理原水及び各処理施設等の処理水を採用し、水量及び水質分析を実施。
- ②騒音・振動、鉱煙：鉱山敷地境界線上であって鉱害発生のおそれの多い箇所を選定し、測定を実施。
- ③集積場：保安規程に基づく保守管理状況を書類等により確認するとともに目視による外観検査を実施。
- ④休止鉱山等：危害及び鉱害防止対策の実施状況等をヒアリング及び現場検査により確認を実施。また、法第39条命令を発動された鉱山は、その履行状況についても確認を実施。

検査項目	計画	実績	検査結果
坑廃水	0	1	排水基準値以内であり、特に問題は認められず指摘事項なし
騒音・振動、鉱煙	0	0	前年度の保安検査等において、特に問題は認められず未実施
その他(集積場)	2	2	集積場のリスクマネジメントを行い、改善していく
その他(休止鉱山等)	2	2	特に問題は認められず、指摘事項なし

1 1 - 1. 鉋害防止事業の概要（全国）

金属鉱業等の鉱山では、他の一般産業公害と異なり、事業活動の終了後においてもカドミウム、砒素等の重金属を含む排水（坑廃水）が、「坑口」や、採掘した鉱物で品位が低いものなど不要物を集積する「集積場」から流出し、下流河川の水質汚染や農用地汚染をもたらす。

このため、発生源対策や坑廃水処理対策による鉱害防止事業の継続的な実施が必要不可欠。



金属鉱山から流出した坑廃水
により汚染された河川
(1974年(昭和49年)当時)

◆ 鉱害防止工事（発生源対策）

1) 坑廃水の流出を削減するための工事

- ・ 坑口の閉塞工事（坑水が出る坑口を閉める工事）
- ・ 集積場の山腹水路設置（集積場に雨水等が入らないように水路を整備する工事）、覆土植栽（集積場に雨水が浸透しないように覆土、植栽する工事）等

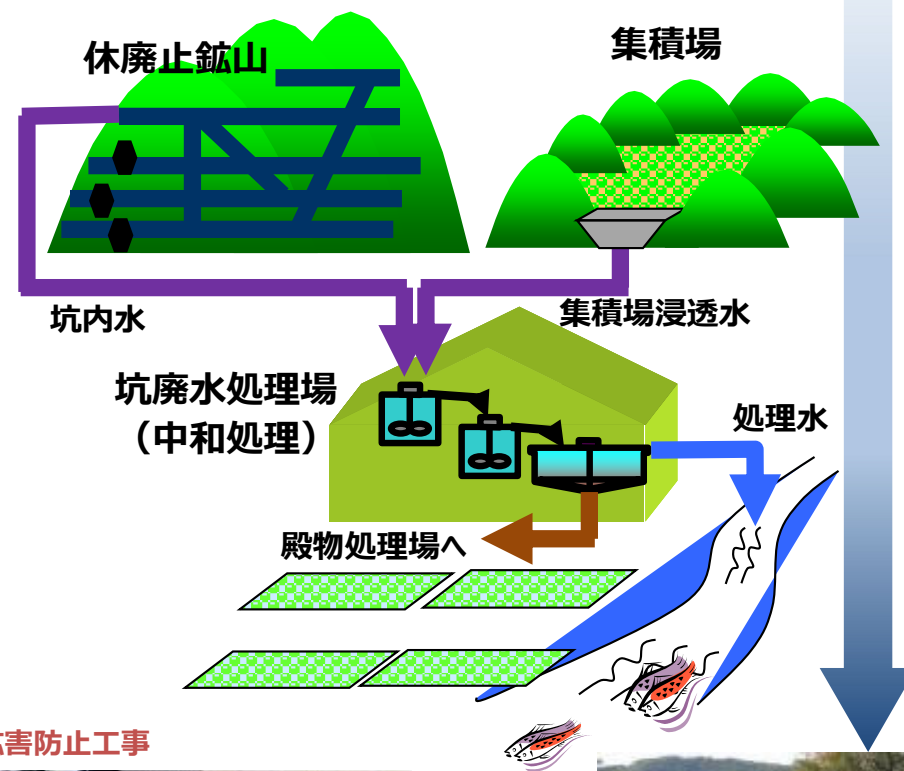
2) 集積場の流出防止工事

- ・かん止堤（集積物崩壊・流出の防止のために設ける堤状の構築物）、擁壁（集積物の流出留め壁）の設置等

◆坑废水处理对策

発生源対策を行っても坑廃水が止められない場合は、坑廃水処理を実施

- ・坑廃水の中和処理（pH調整、含有重金属を除去）



【鉋害防止工事の例】

坑道耐压密闭



丁鉉山 (Y県)

坑廃水処理施設の整備



N鉦山 (F県)

集積場の鉱害防止工事



K 鉦山 (F 県)



対策後の河川（現在）

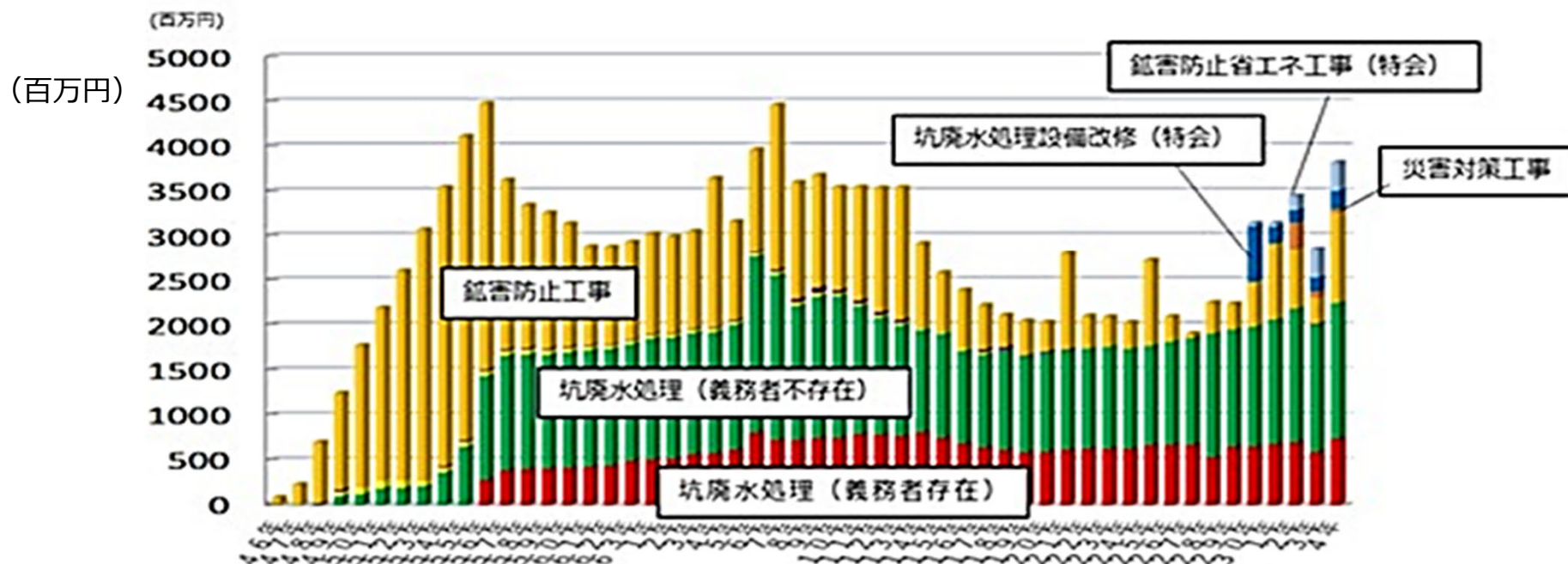
1 1 - 2. 鉱害防止基本計画及び休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（全国）

第6次基本方針のポイント

- ① 鉱害防止事業全体における新たな取組（カーボンニュートラル等への貢献の検討。）
- ② 鉱害防止工事残存工事の早期完了
- ③ 新しい類型区分による坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化
- ④ 排水基準等の規制強化への対応
- ⑤ 中和殿物の減容化への対応
- ⑥ 災害時のリスク対応強化
- ⑦ 坑廃水処理に係る人材確保・省力化・省人化

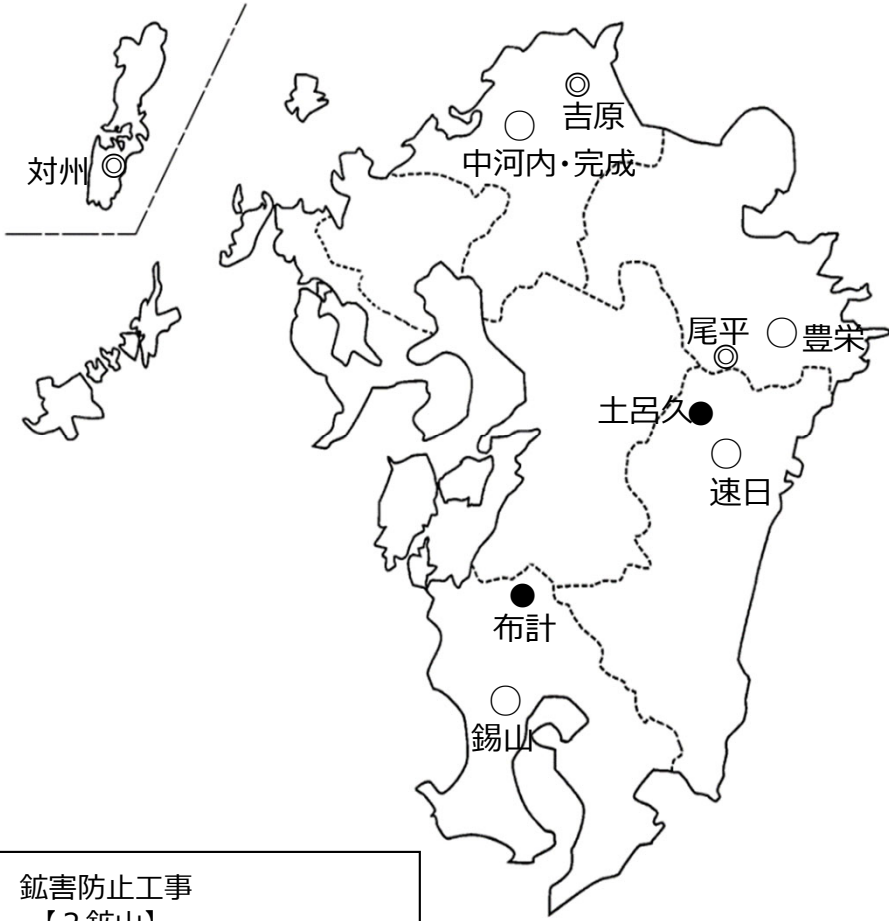
【休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業の推移】

		第1次		第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
期間		昭和48～57年度	昭和53～57年度（見直し）	昭和58～平成4年度	平成5～14年度	平成15～24年度	平成25～令和4年度	令和5～14年度
鉱害防止工事	義務者不存在	138鉱山	180鉱山	93鉱山	86鉱山	32鉱山	20鉱山	19鉱山
	義務者存在	601鉱山	255鉱山	39鉱山	30鉱山	19鉱山	28鉱山	32鉱山
坑廃水処理	義務者不存在	—	—	—	24鉱山	24鉱山	24鉱山	23鉱山
	義務者存在	—	—	—	56鉱山	56鉱山	55鉱山	51鉱山
備考		義務者不存在はS52年度末まで、存在はS57年度末までに終了させる。		S53年3月に松尾鉱山の新中和処理施設建設が決まったため見直し実施。	相当量の残存工事量があるため基本方針を延長	H4年特措法改正による基金創設により、坑廃水処理についても対象に加えた。	金額は基本方針には記載せず、工事量や有害物質除去量を記載。	環境基準強化や集中豪雨等の自然災害、鉱害防止施設の老朽化対応等、相当量の鉱害防止工事が残存しているため基本方針を延長。



1 1 – 3. 令和4年度 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（九州）

【九州管内の補助事業概要】



- 鉱害防止工事
【2 鉱山】
- 坑廃水处理（義務者不存在）
【4 鉱山】
- ◎ 坑廃水处理（義務者存在）
【3 鉱山】

工事種別	鉱山名	所在池	事業内容
鉱害防止工事	土呂久	宮崎県高千穂町	大切坑坑外整備工事
	布 計	鹿児島県伊佐市	堆積場安定化(耐震)工事
坑廃水处理 (不存在分)	中河内・完成	福岡県久山町	(中河内鉱山) 処理対象:pH、銅、亜鉛 (完成鉱山) 処理対象:銅、亜鉛
	豊 栄	大分県豊後大野市	処理対象:pH、亜鉛
	速 日	宮崎県美郷町	処理対象:pH、鉄
	錫 山	鹿児島県鹿児島市	処理対象:pH、砒素、鉛
坑 廃 水 处 理 (存在分)	吉 原	福岡県北九州市	処理対象:pH、銅、鉄
	対 州	長崎県対馬市	処理対象:カドミウム、亜鉛
	尾 平	大分県豊後大野市	処理対象:pH、砒素、鉄

1 2. 石炭じん肺訴訟（和解等）への対応

- 管内では、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月）以来、原告患者536名に損害賠償金約37億円を支払い済み。（令和4年3月末時点）
- 管内において、裁判中の原告患者数は、5名である。
- 全国では、原告患者2,334名に損害賠償金約177億円を支払い済み。（令和4年3月末時点：中央鉱山協議会令和4年7月13日資料より）
- 経済産業省では、和解手続に関する広報活動を実施。

労働局、労働基準監督署、医療機関等に送付し、ポスター及びリーフレットを掲示・配布を要請



炭鉱でじん肺に罹患された方及びじん肺によりお亡くなりになられた方の相続人の皆様へ損害賠償金をお支払します。

経済産業省
石炭保安室

**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

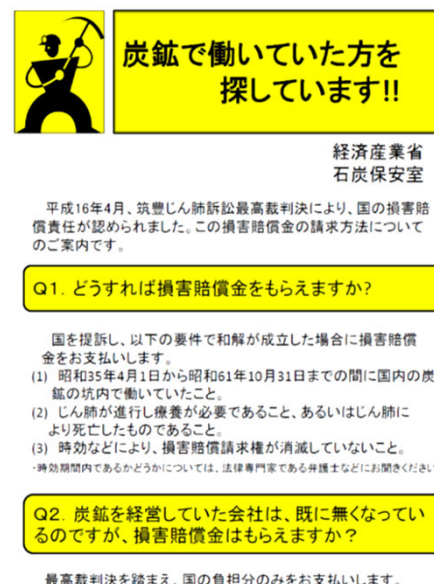
平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国の損害賠償責任が確定したことから、国を提訴し、以下の事件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

(1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
(2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
(3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

＜お問い合わせ先＞
最寄りの法テラス（日本司法支援センター）：最寄りの弁護士会
電話 0570-078374
（平日：9:00～21:00、土曜：9:00～17:00）
<https://www.houterasu.or.jp>
<https://www.nichibenren.or.jp>

〒300-8003 東京都市計画局内（関）31 経済産業省 石炭保安室

（ポスター）



**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

経済産業省
石炭保安室

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。この損害賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば損害賠償金をもらえますか？

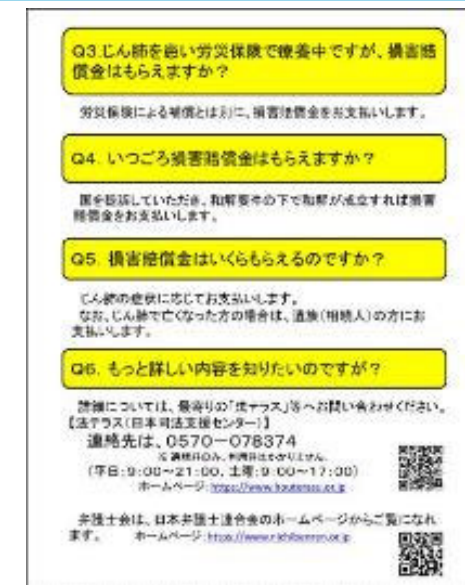
国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

(1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
(2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
(3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

Q2. 炭鉱を経営していた会社は、既に無くなっているのですが、損害賠償金はもらえますか？

最高裁判決を踏まえ、国の負担分のみをお支払いします。

（リーフレット）



Q3. じん肺を患い労災保険で療養中ですが、損害賠償金はもらえますか？

労災保険による補償とは別に、損害賠償金をお支払いします。

Q4. いつごろ損害賠償金をもらえますか？

国を提訴していただき、和解交渉の下で和解が成立すれば損害賠償金をお支払いします。

Q5. 損害賠償金はいくらもらえるのですか？

じん肺の症状に応じてお支払いします。
なお、じん肺で亡くなった方の場合は、遺族（相続人）の方にお支払いします。

Q6. もっと詳しい内容を知りたいのですが？

詳細については、最寄りの「法テラス」等へお問い合わせください。
【法テラス（日本司法支援センター）】
連絡先は、0570-078374
（通話料のみ、利用料はかかりません）
（平日：9:00～21:00、土曜：9:00～17:00）
ホームページ：<https://www.houterasu.or.jp>

弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧いただけます。
ホームページ：<http://www.kobunren.or.jp>

(参考) 石炭じん肺訴訟の経緯

過去、国内の炭鉱で就労した労働者が、石炭の採掘、岩石坑道の掘進作業等に従事して多量の粉じんを吸入した結果、じん肺に罹患したとして、じん肺患者及びその遺族が、国及び石炭企業を相手取り損害賠償を求めて提訴しているもの。

- 昭和60年12月に、鉱山保安法に基づく規制権限の不行使の違法性などを理由に国に慰謝料等を請求する初めての筑豊じん肺訴訟が提訴され、平成16年4月27日の最高裁判決で国（通商産業大臣）のじん肺発生防止のための規制権限の不行使が国家賠償法の適用上違法であることが確定。
- 国は最高裁判決を踏まえ、以下の要件を充たす原告とは早期に和解し、要件を充たさない原告とは判決を求めていく方針で対応しているところ。
 - ① 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
 - ② じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
 - ③ 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。